



甲賀市

パートナーシップ ファミリーシップ



宣誓制度

『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する制度です。また、宣誓された方と生計を共にする家族等をファミリーとして併せて宣誓することができます。

甲賀市では、この宣誓制度を令和6年6月から導入し、同年7月1日から行政サービスを始めています。

宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓制度

- お一人またはお二人が性的マイノリティである。
- 成年に達している。（届出日において18歳以上の方）
- 市内に住所を有するか3カ月以内に市内への転入を予定している。
- 配偶者（事実婚を含む）がいない、かつ他の方とパートナーシップ関係にない。
- 近親者（※）の関係にない。

（養子縁組によって近親者（※）となった場合を除く。）

※近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）

ファミリーシップ宣誓制度

- パートナーシップにある方のお一人またはお二人の実子または養子を含めた近親者等。
- パートナーシップにある方のお一人またはお二人と生計が同一である。
- ファミリーシップ対象者の同意
（15歳未満の方については親権者の同意）がある。



手続き方法等、詳しくは裏面へ

手続き方法



手引きの
詳細はこちら

STEP 1

宣誓書類の準備

必要書類は「甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ご利用の手引き」をご覧ください。



STEP 2

宣誓希望日の予約

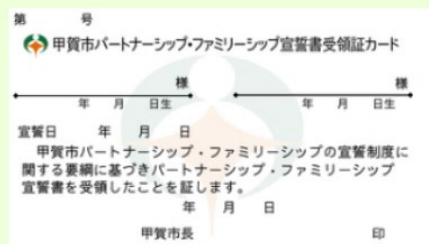
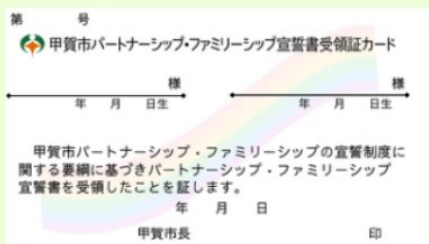
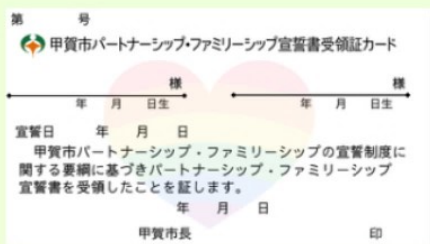
宣誓を希望する日時を事前に電話もしくはメールでご予約ください。

【STEP1】で準備した必要書類を持って、予約した日時に人権推進課までお越しください。

STEP 3

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書受領証・ 受領証カードの交付

受領証カードの表面はお選びいただけます！



LGBTQ+

電話相談窓口

性的マイノリティの方やその家族が抱える悩み
ごとに対して電話で相談に応じます。



予約不要

0748-69-2173

毎月第2月曜日 16:00~19:00

※受付は、18時45分まで

※祝日・振替休日の場合は、第3月曜日

- ・ 秘密は守ります。
- ・ 名のらなくても大丈夫です。

事業者の皆さまへ

多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざすことは、すべての人にとって意義のあることです。

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします。

